

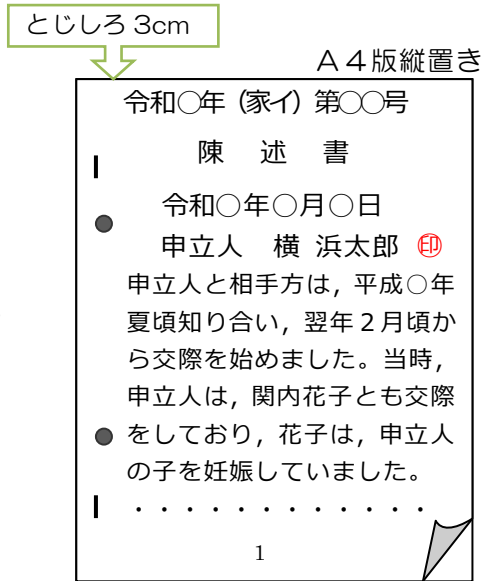
書面の提出について

書面の作成方法

<自分で作成する場合>

○自分で作成する書面（意見書，陳述書など）

- 用紙 A4（本書面と同じ大きさ）
- 部数 当事者の数に1を足した部数*
(例) 申立人1名，相手方1名のとき→3部
申立人1名，相手方2名のとき→4部
- 記載事項 事件番号，作成日を記載し，作成者が記名押印する。
- その他 左側に3センチ程度のとじしろ(余白)を設ける。

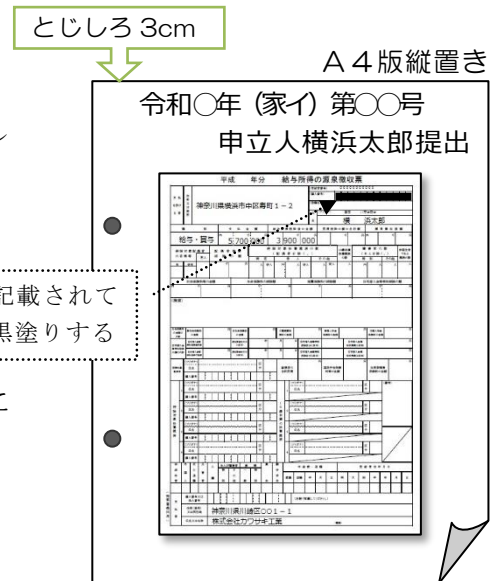


※複数枚のものは，ページ番号をつけ，ステープラー(ホッチキス)でとめる。

○資料の写し（コピー）

- 用紙 A4（本書面と同じ大きさ）
- 部数 当事者の数に1を足した部数*
(例) 申立人1名，相手方1名のとき→3部
申立人1名，相手方2名のとき→4部
- 記載事項 余白に，事件番号，提出者の氏名を記載する。
- その他 左側に3センチ程度のとじしろ(余白)を設ける。

<資料の写しの場合>



※ この数の中には，自分用の控え(1部)が含まれています。
部数がわからないときは，調停委員か担当書記官に確認してください。
なお，内容がすべて同じものを作成してください。

提出方法

提出期限までに，自分用の控えを除いた残りを担当書記官に郵送又は持参してください。
調停期日に持参したときは，調停委員に渡してください。

● 反対当事者や利害関係人に知られたくない情報があるときは，裏面をお読みください ●

注意事項

- いったん提出された書面は返却できません。
- 個人番号（マイナンバー）が記載されている書面（源泉徴収票等）は，必ず個人番号を黒塗り（マスキング）し，その写し（コピー）を提出してください。

反対当事者等に知られたくない情報があるとき

●本件に関係ない第三者が書面を見ることはありません。

① 提出する前に、反対当事者等に知られたくない情報が書面に記載されていないかよく確認してください。

② 反対当事者等に知られたくない情報があるときは、その部分を黒塗り（マスキング）して写しをとり、その写しを提出してください。

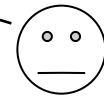
③ 反対当事者等に知られたくない情報が手続上必要なため黒塗りできない場合、又は調停委員会には知ってほしい内容の場合は、その情報の箇所に赤線を引き、「非開示の希望に関する申出書」と一緒に提出してください（書面の全体につき非開示を希望することもできます。）。

●非開示希望の申出があるときでも、裁判官の判断によっては、反対当事者等の記録の閲覧・謄写が許可される場合があります。

●反対当事者等に知られたくない情報が黒塗り（マスキング）されておらず、「非開示の希望に関する申出書」も添付されていない場合、反対当事者等からの記録の閲覧・謄写は原則として許可されません。

①知られたくない情報が書かれていないか、確認します。

○年(第)第○号
.....
.....
.....



②原則：黒塗りした写しを提出

コピーを黒塗りし、もう一度A4サイズでコピーします。裁判所には2回目のコピーを提出してください。

③黒塗りができないとき

知られたくない部分に赤線を引きます。

令和○年(家イ)第○○号
陳述書
令和○年○月○日
● 申立人 横浜太郎 印
申立人と相手方は、平成○年夏頃知り合い、翌年2月頃から交際を始めました。当時、申立人は、関内花子とも交際
● をしております、花子は、申立人の子を妊娠していました。
.....
1

●申出書は、提出書面ごとに作成します。

非開示の希望に関する申出書
部 印
成○年
月頃か
当時、
交際
申立人
た。
.....

非開示の希望に関する申出書を上につけ、ステープラー(ホッチキス)でとめて提出してください。

住所を秘匿しているとき

「連絡先等の届出書」以外の書面に、秘匿する住所を記載する必要はありません。申立書などの書面に住所を書くときは、相手方が知っている住所（同居時の住所、実家の住所など）を記載してください。

資料の写し（コピー）を提出する際には、秘匿する住所の記載がないかよく確認してください。記載があるときは、秘匿する住所を黒塗りしたコピーを提出してください。